

## 安全運転管理者制度とは!



事業所等における安全運転を確保し、交通事故を防止するための制度です。一定台数以上の車を使用する事業所等は、安全運転に必要な業務を確保するため、安全運転管理者や副安全運転管理者を選任するよう法律で定められています。

### 安全運転管理者の選任基準

●車の使用台数が下記の台数以上で、**1人選任**

・乗車定員が11人以上の自動車

⇒**1台以上**

・その他の自動車

⇒**5台以上**

(自動二輪車は1台を0.5台で計算)

●代行業⇒**営業所ごとに1人選任**

#### 選任の留意事項

職務上の地位と管理能力を総合的に判断し、管理者としての企画力、指導力、実行力等があり、安全運転の知識を有すること。



※副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上

### 安全運転管理者の9つの業務

#### 運転者の状況把握

運転適性、安全運転に関する知識・技能等を把握するための措置を講じる。



#### 運行計画の作成

・最高速度違反  
・過積載  
・過労運転  
など安全運転を確保することに留意して運行計画を作成。

#### 長距離・夜間運転時の交替要員の配置

長距離・夜間運転で安全な運転ができないおそれがある時は、交替運転者を配置。



#### 異常気象時等の措置

異常気象等で安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、安全を確保するための措置を講じる。



#### 点呼等による安全運転の指示

点呼等を行い、日常点検整備の実施や正常な運転ができることを確認し、安全運転確保に必要な指示を与える。



### 副安全運転管理者の選任基準

●車の使用台数が20台以上⇒**1人選任**

以下、**20台を超えるごとに1人選任**

(20~39台⇒1人、40~59台⇒2人)

●代行業

⇒**10台を超えるごとに1人選任**

#### 選任に当たっては…

自動車の運行を直接管理する立場にある課長又は係長等が望ましい。



#### 運転前後の酒気帯び確認

運転前後の運転者に対し酒気帯びの有無について、その運転者の状態を目視等で確認する。



#### 酒気帯び確認の記録・保存

運転前後の運転者の状態を目視等で確認した内容を記録し、1年間保存する。



### 安全運転管理者等を選任・届出しなかった場合

【罰則】(令和4年10月1日から罰則引き上げ)

**選任義務違反：50万円以下の罰金**

(改正前 5万円以下の罰金)

**届出義務違反：5万円以下の罰金**

(改正前 2万円以下の罰金又は科料)

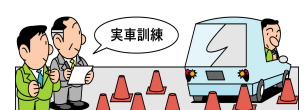
#### 運転日誌の記録

運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備え付け、運転者に記録させる。



#### 運転者に対する指導

安全運転に関する技能や知識などの指導を行う。



## 重要 法定講習の受講

自動車の使用者(事業主等)は、公安委員会から安全運転管理者等の講習を行う旨の通知を受けたときは、安全運転管理者等にその講習を受けさせなければいけません。

- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。➔

### アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認が義務化!

令和5年12月から、安全運転管理者は、従業員の運転前後の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行ってください。

また、検知器を常時有効に保持しましょう。

